

主たる(従たる)事務所の変更に必要な書類

届出先	チェック	書類名
府庁および 地方整備局		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第1面)
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第3面)
		宅地建物取引業免許証書換え交付申請書 主たる事務所の場合のみ
		事務所を使用する権限に関する書面(添付書類5)
		★ 事務所付近の地図 最寄駅から事務所までの距離、徒歩時間記載のこと
		★ 事務所写真・見取り図 全景・入口・商号・事務所内部・業者票・報酬額表
		★ 履歴事項全部証明書(法人/従たる事務所は登記済みの場合) 発行後3か月以内のもの
		免許証(原本) 主たる事務所の場合のみ
	免許証書換え交付手数料 ※POS連絡票必要 ¥500 主たる事務所の場合のみ	
宅建協会 ○は必須		○ 会員名簿登録事項変更届(3枚)
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		○ 新免許証の写し 後日発行されてからの提出可 主たる事務所の場合のみ
		△ 口座振替依頼書 ※口座番号に変更がある場合は郵送・来館で受付
		※押印要(銀行お届け印)
		△ 会員カード返却(正 A B)

2024.10改訂

- ①上記書類は、泉州支部HP(下記リンク参照)よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。
主たる事務所 → <https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/syu-jyuusyo/>
従たる事務所 → <https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/jyuu-jyuusyo/>
- ②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部(正・副)作成し提出してください。(知事免許の場合)
(変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。)
- ③府庁届け出後、大阪府收受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。



大阪府宅地建物取引業協会
泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部
TEL 072-438-9001
FAX 072-438-9004
e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp